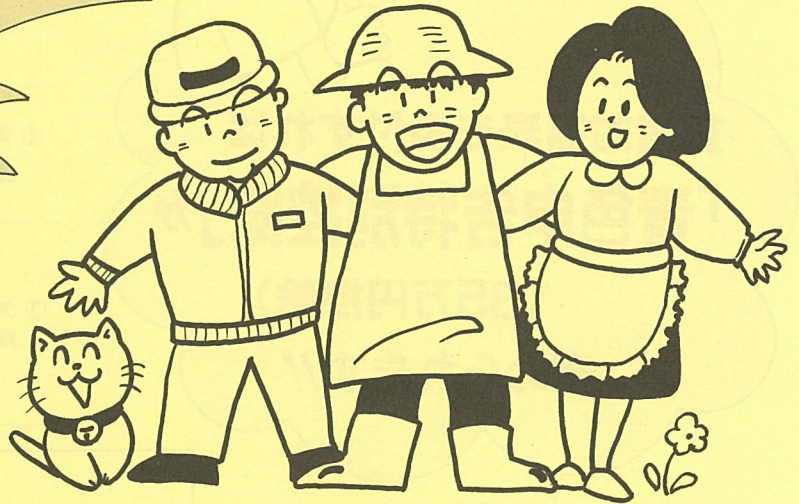


青色申告のご案内

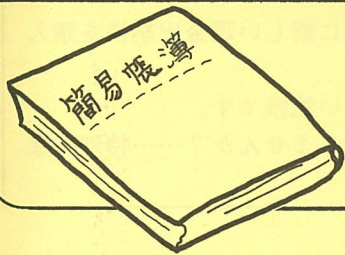
光町青色申告
推進協議会

営業所得者・農業所得者の皆様へ！

今年からは
青色申告

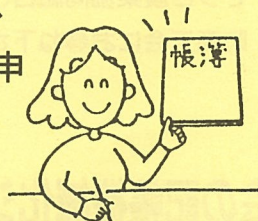


記帳は必要



白色申告の方にも記帳が義務づけられ、消費税の申告をされる方も記帳が必要です。

記帳することによって、事業の収益や資産の状態がよくわかり、経営の改善、合理化に役立つという利点もあることなどから、営業所得者では、5人のうち3人までが青色申告です。



★同じ記帳をするなら特典のある青色申告を是非どうぞ！

(注1) 記帳義務がある方とは、前々年分又は前年分の事業所得、不動産所得及び山林所得の金額の合計額が300万円を超える方をいいます。

(注2) 消費税の申告において記帳がないと、仕入税額控除ができなくなったり、簡易課税制度の適用者の場合にはみなし仕入率が最も低い事業に係る率を適用して計算をしなければならない場合があります。

青色申告とは

毎日の収入や経費などを帳簿に記帳し、その帳簿に基づいて正しく所得や税額を計算し、青色の申告書で申告する制度です。この青色申告書を提出する人は、税金の面でいろいろな特典が受けられます。

★詳しくは……

銚子税務署・青色申告会・そうさ農業協同組合・光町商工会で、いつでも相談に応じておりますので、お気軽にお越し下さい。

記帳は簡単

現金出納帳を中心とした「簡易帳簿」をつければよいことになっていますから、初めての方でも簡単に記帳できます。